

月 報 平成30年 12月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 10月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は174人となり、前年同月で16.0%増加した。
- ・月間有効求職者数は623人となり、前年同月比で3.3%減少した。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は289人となり、前年同月比では、一般求人が29.5%増加、パート求人は4.8%増加した。  
産業別でみると、卸売・小売業は減少したが、建設業、製造業、医療・福祉分野、飲食店・宿泊業が増加し、全体として18.9%の増加となった。
- ・月間有効求人数は821人となり、前年同月比で3.9%増加した。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.09ポイント上回る1.32倍であった。  
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.24倍、パートの有効求人倍率が1.51倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 平成30年10月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	174	27.0	16.0	
	うち男	78	5.4	▲ 6.0	
	うち女	96	52.4	43.3	
	年齢別	～44歳	96	17.1	21.5
		45～54歳	33	22.2	22.2
		55歳～	45	60.7	2.3
	月間有効求職者数	623	5.8	▲ 3.3	
	うち男	311	▲ 1.6	▲ 6.6	
	うち女	312	14.3	0.3	
	年齢別	～44歳	316	10.1	0.0
		45～54歳	137	5.4	22.3
		55歳～	170	▲ 1.2	▲ 21.3
求 人 関 係	新規求人数	289	▲ 2.4	18.9	
	主要産業別	建設業	42	▲ 38.2	68.0
		製造業	62	55.0	47.6
		卸売・小売業	27	▲ 10.0	▲ 6.9
		飲食店・宿泊業	32	▲ 37.3	128.6
		医療・福祉	84	27.3	6.3
	月間有効求人数	821	0.9	3.9	
就 職 関 係	紹介件数	241	39.3	7.1	
	うち男	126	40.0	▲ 6.0	
	うち女	115	38.6	26.4	
	就職件数	72	28.6	28.6	
	うち男	37	37.0	32.1	
	うち女	35	20.7	25.0	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

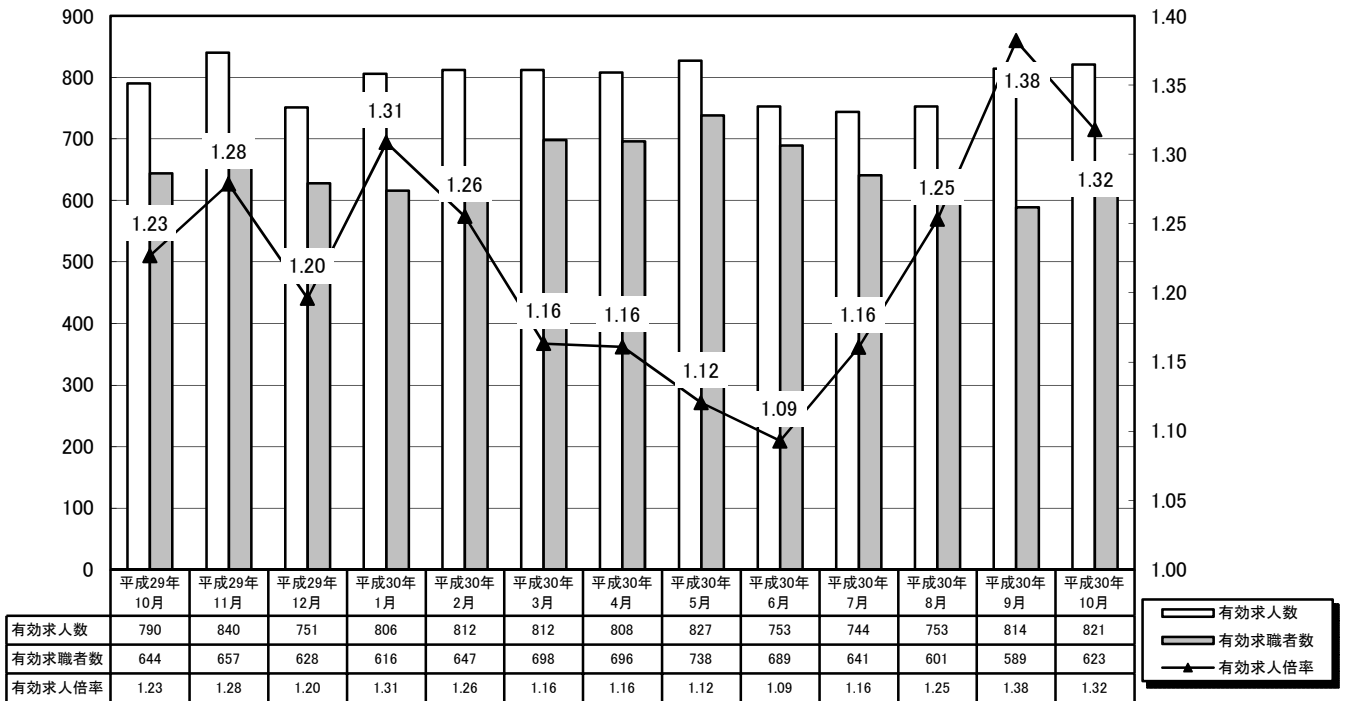
雇用保険取扱状況 平成30年10月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	816	818	807	
	資 格 取 得 者 数	182	71	87	
	資 格 喪 失 者 数	151	99	121	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,329	11,300	11,256	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	56	31	40
		受給者実人員	119	110	116
		支給金額(千円)	15,292	13,158	13,485
	高齢	受給者数	8	12	6
		支給金額(千円)	2,057	2,572	1,193
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	11	8	18
		支 給 金 額 ( 千 円 )	3,183	2,982	6,776

## 労働市場の動き（平成30年10月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

### 有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

## 労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、  
**口座振替が利用できます。**

### 「口座振替による納付」のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ② 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

# 「採用選考時に配慮すべき事項」

## ～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑪の事項を把握することは、就職差別につながるおそれがあります。応募書類に記載させたり、面接時に尋ねたり、作文の課題にしたりすることは不適切な行為となります。また、⑫～⑭の行為も、公正な採用選考を妨げる行為です。

これらの事実が確認された場合は、指導の対象となりますのでご注意ください。

### 本人に責任のない事項

- ① 本籍、出生地に関する事
- ② 家族の構成、職業、健康、地位、学歴、収入、資産などに関する事
- ③ 住宅の種類（持家・賃貸）、広さ、部屋数などに関する事
- ④ 生活環境や家庭環境に関する事

### 本来自由であるべき事項

- ⑤ 宗教に関する事
- ⑥ 支持する政党に関する事
- ⑦ 人生観や生活信条などに関する事
- ⑧ 尊敬する人物
- ⑨ 思想・信条に関する事
- ⑩ 労働組合活動や社会的運動などに関する事
- ⑪ 購読している新聞や雑誌、愛読書などに関する事

### 不適切な採用選考

- ⑫ 身元調査を実施すること
- ⑬ 高卒予定者の採用選考に当たって、全国统一応募用紙以外の書類を提出させること
- ⑭ 合理的な理由（必要性）が無いのに、採用選考時に健康診断を実施すること又は健康診断書を提出させること

注1：本籍の記載のある住民票（写し）を提出させることは、①の把握に該当します。

注2：現住所の略図等を提出させることは、③、④又は⑫につながるおそれがあります。

**就職差別につながるような不適切な行為は、社会的信頼を損なうものです。公正な採用選考の考え方を理解し実行する体制を整備してください。**

ご不明な点がある場合は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページからリーフレット等入手することができます。「厚生労働省公正採用選考について」で検索してください。